

令和8年5月中野市議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年5月1日(金) 午前10時開議

- 1 開 会
- 2 臨時議長紹介
- 3 仮議席の指定
- 4 議 第 1 号 議長選挙
- 5 議席の指定
- 6 会議録署名議員指名
- 7 会期の決定
- 8 議 第 2 号 副議長選挙
- 9 議 第 3 号 常任委員の選任について
- 10 議 第 4 号 議会運営委員の選任について
- 11 議 第 5 号 北信広域連合議会議員選挙
- 12 議 第 6 号 北信保健衛生施設組合議会議員選挙
- 13 議 第 7 号 岳南広域消防組合議会議員選挙
- 14 報告第1号 交通事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 15 議案第1号 中野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 16 議案第2号 中野市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 17 議案第3号 中野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 18 議案第4号 財産（凍結防止剤散布車）の取得について
- 19 議 案 質 疑
- 20 議 案 付 託
- 21 議案第1号～議案第4号 各常任委員長報告
- 22 各常任委員長報告に対する質疑
- 23 討論、採決
- 24 議案第5号 中野市教育委員会教育長の任命の同意について
- 25 議 案 質 疑
- 26 討論、採決
- 27 議案第6号 中野市教育委員会委員の任命の同意について
- 28 議 案 質 疑
- 29 討論、採決
- 30 議案第7号 中野市監査委員の選任の同意について
- 31 議 案 質 疑
- 32 討論、採決

- 33 議案第8号 中野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 34 議案第9号 中野市倭財産区管理委員の選任の同意について
- 35 議案質疑
- 36 討論、採決
- 37 閉 会

議 第 1 号

議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、中野市
議会議長の選挙を行うものとする。

令和 8 年 5 月 1 日 選 挙

臨 時 議 長 高 野 良 之

議長当選

令和8年5月中野市議会臨時会運営日程（案）

会期 令和8年5月1日（金） 1日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
5月1日	金	午前10時	本会議	開会、議会構成、会期の決定、議案提案説明、議案質疑、議案付託
			委員会	付託議案審査
			本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

議 第 2 号

副議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、中野市議会副議長の選挙を行うものとする。

令和 8 年 5 月 1 日 選 挙

中野市議会議長 塚 田 一 夫

副議長当選

議 第 3 号

常任委員の選任について

中野市議会委員会条例（平成17年中野市条例第203号）第8条第1項の規定により、常任委員を選任するものとする。

令和 8 年 5 月 1 日 選 任

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議 第 4 号

議会運営委員の選任について

中野市議会委員会条例（平成17年中野市条例第203号）第8条第1項の規定により、議会運営委員を選任するものとする。

令和 8 年 5 月 1 日 選 任

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議 第 5 号

北信広域連合議会議員の選挙について

北信広域連合規約（長野県指令11地第1063号）第8条第1項の規定により、下記のとおり北信広域連合議会議員を選挙するものとする。

記

選挙すべき連合議員の数 9人

令和 8 年 5 月 1 日 選 挙

中野市議会議長 塚 田 一 夫

当選人

議 第 6 号

北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

北信保健衛生施設組合同規約（長野県北信事務所指令44北県第1号）第5条第1項の規定により、下記のとおり北信保健衛生施設組合議会議員を選挙するものとする。

記

選挙すべき組合議員の数 7人

令和 8 年 5 月 1 日 選 挙

中野市議会議長 塚 田 一 夫

当 選 人

議 第 7 号

岳南広域消防組合議会議員の選挙について

岳南広域消防組合同規約（長野県北信地方事務所指令6北信地総第180号）
第5条第1項の規定により、下記のとおり岳南広域消防組合議会議員を選
挙するものとする。

記

選挙すべき組合議員の数 7人

令和8年5月1日 選 挙

中野市議会議長 塚 田 一 夫

当選人

報告第 1 号

交通事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

交通事故に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

専決番号	専決年月日	事故発生日時	事故発生場所	相手方の住所	相手方の氏名	損害賠償額
第9号	令和8年 3月30日	令和8年1月20日 午後1時30分頃	中野市大字安源寺564番1 主要地方道中野豊野線			345,070円

議案第 1 号

中野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

中野市市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 認

中野市議会議長 塚 田 一 夫

専第10号

中野市市税条例の一部を改正する条例

中野市市税条例（平成17年中野市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「の種別割」を削る。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障がい者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障がい者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「及び」を「又は」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「

家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者としてみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の10までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別

税額控除)」を付する。

附則第7条の4中「附則第19条の2第1項」の次に「、附則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第8項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第9項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第10項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第11項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれかに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合も含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をしたときにおいて地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定指定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅

地等のための譲渡又は第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の3を次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に

係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の4の2を削る。

附則第19条の7第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の9第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の10第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

別表第1中

第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭	を
第34条の7第1項第1号ケに掲げる寄附金	公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項の規定により長野県知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	に

改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める

部分に限る。)並びに別表第1の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中野市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の中野市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の中野市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改

築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の中野市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17号の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税

法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（中野市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 中野市市税条例の一部を改正する条例（平成26年中野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

令和8年3月31日 専決

中野市長 湯本隆英

議案第 2 号

中野市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

中野市都市計画税条例の一部を改正する条例を別記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 認

中野市議会議長 塚 田 一 夫

専第 1 1 号

中野市都市計画税条例の一部を改正する条例

中野市都市計画税条例（平成17年中野市条例第87号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第17項中「第 9 項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第 8 項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中野市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

中 野 市 長 湯 本 隆 英

議案第 3 号

中野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

中野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 認

中野市議会議長 塚 田 一 夫

専第12号

中野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中野市国民健康保険税条例（平成17年中野市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「及び資産割額」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「22,500円」を「23,200円」に改める。

第5条の2第1号中「次号、第5条の6」の次に「、第7条の6」を、「第3号、第5条の6」の次に「、第7条の6」を加え、「21,500円」を「22,300円」に改め、同条第2号中「10,750円」を「11,150円」に改め、同条第3号中「16,125円」を「16,725円」に改める。

第5条の4を次のように改める。

第5条の4 削除

第5条の5中「7,800円」を「8,500円」に改める。

第5条の6第1号中「7,500円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「3,750円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「5,625円」を「6,150円」に改める。

第7条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等の100分の0.23を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第10条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「15,750円」を「16,240円」に改め、同号イ(7)中「15,050円」を「15,610円」に改め、同イ(4)中「7,525円」を「7,805円」に改め、

同イ(㊦)中「11,288円」を「11,708円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「5,950円」に改め、同号エ(㊦)中「5,250円」を「5,740円」に改め、同エ(㊧)中「2,625円」を「2,870円」に改め、同エ(㊨)中「3,938円」を「4,305円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(㊦) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(㊧) 特定世帯 350円

(㊨) 特定継続世帯 525円

第13条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「11,250円」を「11,600円」に改め、同号イ(㊦)中「10,750円」を「11,150円」に改め、同イ(㊧)中「5,375円」を「5,575円」に改め、同イ(㊨)中「8,063円」を「8,363円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「4,250円」に改め、同号エ(㊦)中「3,750円」を「4,100円」に改め、同エ(㊧)中「1,875円」を「2,050円」に改め、同エ(㊨)中「2,813円」を「3,075円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯を除く。）1人について450円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(㊦) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(㊧) 特定世帯 250円

㊦ 特定継続世帯 375円

第13条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「4,500円」を「4,640円」に改め、同号イ㊦中「4,300円」を「4,460円」に改め、同イ㊧中「2,150円」を「2,230円」に改め、同イ㊨中「3,225円」を「3,345円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,700円」に改め、同号エ㊦中「1,500円」を「1,640円」に改め、同エ㊧中「750円」を「820円」に改め、同エ㊨中「1,125円」を「1,230円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について180円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

㊦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

㊧ 特定世帯 100円

㊨ 特定継続世帯 150円

第13条第2項第1号ア中「3,375円」を「3,480円」に改め、同号イ中「5,625円」を「5,800円」に改め、同号ウ中「9,000円」を「9,280円」に改め、同号エ中「11,250円」を「11,600円」に改め、同項第2号ア中「1,170円」を「1,275円」に改め、同号イ中「1,950円」を「2,125円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改め、同号エ中「3,900円」を「4,250円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 135円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 225円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

第13条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第13条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第6条」の次に「、第7条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年3月31日 専決

中野市長 湯本隆英

議案第 4 号

財産（凍結防止剤散布車）の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 種類 凍結防止剤散布車 乾式 2.5 m³級
- 2 型式 MS-25BIT(D)
- 3 数量 1台
- 4 価格 30,690,000円
- 5 契約の相手方 住所 飯山市大字木島土ドへ1151番地
氏名 株式会社前田製作所飯山営業所
所長 柏木 恵太

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議 案 付 託 表

議案第1号 中野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

議案第2号 中野市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

議案第3号 中野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

以上 総務文教委員会

議案第4号 財産（凍結防止剤散布車）の取得について

以上 経済建設委員会

委員會議案審查日程

委員會名	月 日	曜日	時 間	場 所	書 記
総務文教委員会	5月1日	金		会議室41	議事係長 根 岸
経済建設委員会	5月1日	金		会議室43	金 井

議案第 5 号

中野市教育委員会教育長の任命の同意について

中野市教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により同意を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
柴本 豊			現 中野市教育委員会教育長

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 意

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 6 号

中野市教育委員会委員の任命の同意について

中野市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
武田 美穂			現 中野市教育委員会委員

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 意

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 7 号

中野市監査委員の選任の同意について

中野市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
本田 将伸	中野市大字岩船 305番地6		現 中野市議会議員

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 意

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 8 号

中野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

中野市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
町田 壽			現 中野市固定資産評価審査委員会委員
外谷 博美			現 中野市固定資産評価審査委員会委員
小林 照里			元 篠井区長

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 意

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 9 号

中野市倭財産区管理委員の選任の同意について

中野市倭財産区管理委員に下記の者を選任したいので、中野市倭財産区管理会条例（平成17年中野市条例第198号）第3条の規定により同意を求めます。

記

氏 名	住 所	生年月日	略 歴
永沢 清生			現 中野市倭財産区管理委員

令和 8 年 5 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 5 月 日 意

中野市議会議長 塚 田 一 夫